

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	公的給付支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は公的給付支給等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付支給等に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定における「特定公的給付」に指定された以下の支給を行う。 ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務に関する事【2023年1月17日終了】 ②価格高騰緊急支援給付金の支給事務に関する事【2023年4月17日終了】 ③価格高騰生活支援給付金の支給事務に関する事【2024年4月30日終了】 ④住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金に関する事【2024年7月31日終了】 ⑤低所得子育て世帯生活支援給付金に関する事【2024年7月31日終了】 ⑥令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金に関する事【2024年11月29日終了】 ⑦令和6年度住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金に関する事【2024年11月29日終了】 ⑧令和6年度低所得子育て世帯生活支援給付金に関する事【2024年11月29日終了】 ⑨令和6年度定額減税補足給付金に関する事【2025年1月15日終了】 ⑩住民税非課税世帯物価高騰生活支援給付金に関する事 ⑪住民税非課税世帯子育て支援給付金に関する事 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給要件の確認及び審査に関する事務 ②支給に関する事務
③システムの名称	住民票システム、住基GWシステム、住民基本台帳ネットワークシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、非課税世帯給付金システム

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル
価格高騰緊急支援給付金ファイル
価格高騰生活支援給付金ファイル
住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金ファイル
低所得子育て世帯生活支援給付金ファイル
令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金ファイル
令和6年度住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金ファイル
令和6年度低所得子育て世帯生活支援給付金ファイル
令和6年度定額減税補足給付金ファイル
住民税非課税世帯物価高騰生活支援給付金ファイル
住民税非課税世帯子育て支援給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表 第135項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令及び情報を定める命令 第2条の表 160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	【住民税非課税世帯等臨時特別給付金、価格高騰緊急支援給付金、価格高騰生活支援給付金、住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金、低所得子育て世帯生活支援給付金の支給事務、令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金、令和6年度住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金、令和6年度低所得子育て世帯生活支援給付金、令和6年度定額減税補足給付金、住民税非課税世帯物価高騰生活支援給付金及び住民税非課税世帯子育て支援給付金に関すること】 健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊岡市役所 健康福祉部 社会福祉課 〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 TEL 0796-24-7031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【住民税非課税世帯等臨時特別給付金、価格高騰緊急支援給付金、価格高騰生活支援給付金、住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金、低所得子育て世帯生活支援給付金の支給事務、令和6年度住民税非課税世帯生活支援給付金、令和6年度住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金、令和6年度低所得子育て世帯生活支援給付金、令和6年度定額減税補足給付金、住民税非課税世帯物価高騰生活支援給付金及び住民税非課税世帯子育て支援給付金に関すること】 豊岡市役所 健康福祉部 社会福祉課 〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 TEL 0796-24-7031
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には、4情報又は3情報による照会を原則とすることを遵守している。また、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・確認書の内容(口座情報等)をシステムに入力する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人事異動の際には利用システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。	

変更箇所

[illegible]